第二十六条中「二通に当該申込人の写真二枚を添えて、」を「を」に改める。

第二十九条中「第二十二条の規定」を「第二十二条第一項の規定」に改め、「及び再交付」及び「この場合において、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第二十八号の技能講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第二十二条第二項の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

第三十条中「別記様式第二十九号」を「別記様式第二十八号」に改め、「二通」を削る。

第三十一条中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十号」に、「第三十二号」を「第三十一号」に、「別記様式第三十三号」を「別記様式第三十二号」に、「第三十四号」を「第三十三号」に改める。

第三十二条を削る。

第三十三条第一項中「別記様式第三十五号」を「別記様式第三十四号」に改め、「二通」を削り、同条第二項中「本籍」の下に「、住所地」を加え、「戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」を「住民票の写し」に改め、同条第三項中「住所地を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に住民票の写しを添えなければならない。この場合において、」及び「二枚」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「別記様式第三十六号」を「別記様式第三十五号」に改め、「二通」を削り、同条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とする。

第三十七条中「別記様式第三十七号」を「別記様式第三十六号」に改め、「二通」を削り、同条を第三十六条とする。

第三十八条中「別記様式第三十八号」を「別記様式第三十七号」に改め、「二通」を削り、同条を第三十七条とする。

第三十九条中「別記様式第三十九号」を「別記様式第三十八号」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「第九十七条」を「第九十六条」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十条の見出し中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第一項中「別記様式第四十号」を「別記様式第三十九号」に改め、「二通」を削り、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第二項中「別記様式第四十号」を「別記様式第三十九号」に改め、「二通」を削り、同条を第三十九条とする。

第四十一条中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十号」に改め、同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条第一項第一号中「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条中「別記様式第四十二号」を「別記様式第四十一号」に改め、「二通」を削り、同条を第四十三条とする。

第四十五条中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十六条中「別記様式第四十四号」を「別記様式第四十三号」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

第五十条中「二通」を削り、同条第一号中「（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。）」を削り、同条第三号中「本籍、」を削る。

第五十四条中「記載事項変更届出書二通」を「教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書」に改める。

第五十六条中「第二十二条の規定」を「第二十二条第一項の規定」に改め、同条中「及び再交付」及び「この場合において、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは「別記様式第五十一号の教習資格認定証再交付等申請書」と、「受けようとする者については、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」とあるのは「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）を、住所地を変更したことによるものにあつては当該教習資格認定証及び住民票の写し」と読み替えるものとする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第二十二条第二項の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の三第三項の規定により教習資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

第五十七条中「法第九条の五第五項の」を削り、「別記様式第五十一号」を「別記様式第五十一号」に改める。

第五十八条第一項中「別記様式第五十三号」を「別記様式第五十二号」に、「別記様式第五十四号」を「別記様式第五十三号」に、「三通」を「二通」に改め、同条第二項中「三通」を「二通」に改める。

第五十九条第二号ハ中「別記様式第五十五号」を「別記様式第五十四号」に改める。

第六十一条中「別記様式第五十六号」を「別記様式第五十五号」に改める。

第六十二条中「別記様式第五十七号」を「別記様式第五十六号」に改める。

第六十四条中「別記様式第五十八号」を「別記様式第五十七号」に改める。

第六十五条中「別記様式第五十九号」を「別記様式第五十八号」に改める。

第六十六条中「別記様式第六十号」を「別記様式第五十九号」に改める。

第六十七条中「別記様式第六十一号」を「別記様式第六十号」に改める。

第六十九条中「別記様式第六十二号」を「別記様式第六十一号」に改める。

第七十条中「第二十二条の規定」を「第二十二条第一項の規定」に改め、同条中「及び再交付」及び「この場合において、第二十二条中「別記様式第六十三号の練習資格認定証再交付等申請書」とあるのは「別記様式第六十三号の講習修了証明書再交付等申請書」と、「受けようとする者については、当該講習修了証明書及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」とあるのは「受けようとする者であつて、本籍又は氏名を変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）を、住所地を変更したことによるものにあつては当該練習資格認定証及び住民票の写し」と読み替えるものとする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第二十二条第二項の規定は、法第九条の十第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により練習資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

第七十三条中「別記様式第五十五号」を「別記様式第五十四号」に、「別記様式第六十二号」を「別記様式第六十四号」に改める。

第七十四条中「別記様式第六十五号」を「別記様式第六十三号」に改める。

第七十五条中「別記様式第六十六号」を「別記様式第六十四号」に改め、「二通」を削る。

第七十六条第一項第一号中「二枚」の下に「（受けようとする認定の数が二以上であるときは、その数に一を加えた枚数）」を加え、同項第二号中「戸籍抄本及び」及び「（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「第八十二条」を「第八十一条」に改め、同項を同条第二項とする。